

第3章

スリランカ労働市場の基本特性と労使関係の輪郭

太田 仁志

要約

本章では内戦終結後のスリランカの労働市場の基本特性と、労使関係の輪郭を明らかにすることを試みている。データ制約はあるが、統計資料より、スリランカでは若年層、女性、高学歴者の間で失業が顕在化しやすいこと、産業別では第2次産業が雇用吸収面でそのGDPシェアの停滞以上の貢献をしているが、対照的に第3次産業の雇用吸収力が弱いこと、また地域間での産業構造や経済・産業発展の偏りがうかがわれること、等を指摘している。賃金水準については都市農村間格差が大きく、また日雇い労働者という非正規労働に対する需要が拡大していることも示唆された。さらに本章では、賃金の決まり方、団体交渉・労使協定、使用者団体と労働組合、そして社会的対話の機構としての全国労働諮問評議会（NLAC）を取り上げ、労使関係の輪郭を描写している。

キーワード

スリランカ、労働市場、労使関係、社会的対話、全国労働諮問評議会（NLAC）

はじめに

25年以上にも及んだシンハラ人とタミル人との内戦が2009年5月に終結し、スリランカ経済は今日、世界から注目を集めている。内戦終結からまだ日が浅いこともあり、昨今のスリランカ経済そして労働市場に何が起きているのか、まだ十分な検証ができていないのが現状である。そこで本章では、史的展開をおさえながら、今日のスリランカの労働市場の基本特性と労使関係の輪郭を明らかにする。いずれもデータ

や資料が十分にそろった段階で厳密な検証がなされるべきもので、本章はその前段階の導入部分としての整理という位置づけにある。

本章の構成は次のとおりである。第1節では主にセンサス統計局による労働力調査を用い、労働力率・失業率等の雇用状況や、産業・業種別の雇用動向を把握する。また、制約はあるが内戦終結後の変化を捉えるべく、2010年～2012年の3年間の地域別(州別)でみた雇用動向および都市農村別等の賃金水準について若干の分析を加え、スリランカの今日の労働市場の基本特性を確認する。第2節では労使関係の輪郭を明らかにすべく、スリランカでの賃金の決まり方、団体交渉・労使協定および使用者団体と労働組合ならびにその関係、そして社会的対話の機構としての全国労働諮問評議会(NLAC)を取り上げる。最後に本章では議論していない、今後検討すべき点に言及する。

第1節 労働市場の基本特性

1. データと制約

本節では統計資料を用いて、今日のスリランカの労働市場の特性を把握する。本章が主に用いる統計は、労働力調査をはじめとする財務・計画省(Ministry of Finance and Planning)のセンサス統計局(Department of Census and Statistics)公刊の統計、および労働・労使関係省(Ministry of Labour and Labour Relations)によるものである。センサス統計局の労働力調査は標本調査で、四半期ごとに実施・公表されている。日本のように毎月の実施ではないが、隣国インドの全国標本調査(NSS)雇用・失業調査の4～5年に1度の公刊に比べてはるかに有用である¹。

とはいえ、スリランカの労働市場統計には次のような制約がある点に留意する必要がある。第1に、調査が実施されなかった年次や四半期、また月次があるため、時系列でみることに制約がある(Karunaratne[2007])。第2に、第1の点と若干関連するが、1983年から続いた内戦の影響で調査が実施できず、スリランカ全土をカバーしていない年次がある。具体的には1983年以降、北部および東部地域のデータが発表されていないことが多く、センサス統計局の労働力調査については全土を再びカバーすることができるようになったのは2010年以降である。また、統計によって定義が若干異なることがあり(Karunaratne[2007])、時系列での推移の正確な把握や比較は注意を要する。さらにのちにみるように、労働統計と経済統計で産業の括りが異なるた

¹ インドのNSS雇用・失業調査も標本サイズを小さくして、毎年実施するようになった。

め²、産業中分類以下の両者の比較はできない³。これらの制約をおさえた上で、以下で労働市場の基本特性をみていく。

2. 労働力人口、労働力率、雇用のステイタス

センサス統計局の労働力調査では、2013年より労働力調査の対象を15歳以上とした。2012年以前は10歳以上を労働力としており、時系列では10歳以上を労働力人口とする数値しかとることができない。また労働力調査は標本調査であるため、標本誤差への注意も必要である。

『スリランカ労働力調査年次報告書 2012年』(Department of Census and Statistics[2013b])によると、2012年の10歳以上人口は男性が844万3500人、女性が947万1882人の計1791万5383人、また15歳以上人口は男性が750万8356人、女性が857万2929人の計1608万1285人である。労働力(10歳以上)人口については、男性563万6947人、女性282万7759人の計846万4706人である。表1はその労働力の男女別および都市農村別の構成比であるが、男女の比率は2:1で、女性の労働力は男性の半分にとどまっている。都市農村別では8割以上が農村部在住であるが、都市農村別にみた男女の労働力率にはそれほど大きな差はみられない。

表1 労働力率(10歳以上)(都市農村別、男女別、2012年)

	全体	都市部	農村部		全体	都市部	農村部
全体	100.0%	100.0%	100.0%	全体	100.0%	16.7%	83.3%
男性	66.6%	67.8%	66.3%	男性	100.0%	17.1%	82.9%
女性	33.4%	32.2%	33.7%	女性	100.0%	16.1%	83.9%

出所) Department of Census and Statistics [2013a] p.8表3.2をもとに筆者算出。

2012年のスリランカ全土の労働参加率は、男性が66.8%、女性が29.9%で、北部州および東部州を除くと、男性が67.2%、女性が31.3%となっている。北部州および東部州をのぞく2002年~2012年以降の労働参加率は、男女ともに2006年(男性68.1%、女性35.7%)をピークに低下趨勢にある。しかし数値の上では労働参加率の2009年以降の劇的な低下は確認できない⁴。

² Rodrigo (2012: 158-159)でも同様の指摘がなされている。

³ スリランカ中央銀行(CBSL)による年次報告書などのデータは、さまざまな統計が時系列に整理されているなど使い勝手がよく、実際、労働・労使関係省などによる元データよりも参照されることが多いようである。しかしこと労働市場統計については、スリランカ中央銀行が公表するデータは基本的には労働・労使関係省やセンサス統計局から提供を受けたものである。

⁴ 労働参加率は就学年数の延長等さまざまな要因の影響を受けるため、内戦終結直後のその影響をはかる上で、いうまでもないが必ずしも適した指標ではない。

表2は男女別に雇用ステイタス(employment status)をまとめている。全体の56.4%が被用者(employee)で、雇用主と合わせて約6割がいわゆる(会社、役所等の)「組織勤め」である。他方で自営(own account worker)の比率も3割以上を占めている。1割弱が無償家族労働者(contributing family worker)である。男女別でみると、被用者全体では両者に大きな差はないが、公共部門での女性の就業は民間部門でよりも相対的に比率が高い。一方、雇用主(employer)の9割は男性である。男性が自営に占める割合は3/4に上るが、無償家族労働者は7割強が女性である。以上からいえるのは、途上国スリランカが社会開発の成功事例として挙げられてきた一方で(絵所[1999])、就労という意味での女性の社会進出については、雇用機会の面でも雇用ステイタスの面でもスリランカでは今日も制約されているという点である。

表2 雇用ステイタス (男女別、雇用ステイタス別、2012年)

	全体	男性	女性		全体	男性	女性
全体	100.0%	100.0%	100.0%	全体	100.0%	67.4%	32.6%
被用者	56.4%	56.6%	56.1%	被用者	100.0%	67.6%	32.4%
うち公共部門	15.1%	12.8%	19.9%	うち公共部門	100.0%	57.1%	42.9%
うち民間部門	41.3%	43.8%	36.2%	うち民間部門	100.0%	71.4%	28.6%
雇用主	2.8%	3.8%	0.9%	雇用主	100.0%	89.8%	10.2%
自営	31.9%	35.9%	23.6%	自営	100.0%	75.8%	24.2%
無償家族労働者	8.9%	3.7%	19.4%	無償家族労働者	100.0%	28.4%	71.6%

出所) Department of Census and Statistics [2013a] p.16表4.5をもとに筆者算出。

注) 「自営」は“Own Account Worker”、「無償家族労働者」は“Contributing Family Worker”である。

3. 失業率

スリランカ全土の2012年の失業率は4.0%で、都市部の失業率は3.7%、農村部では4.0%であった。内戦終結後の2010年以降は1%ポイント程度失業率が低下しており、相対的には都市部での失業率の改善が農村部よりも進んでいる。また男女別でみた2012年の失業率は、スリランカ全土では男性が2.8%、女性が6.2%と、女性の失業率が男性よりもはるかに高くなっている。都市農村間の失業率の格差は男性のほうが女性よりも若干大きい。

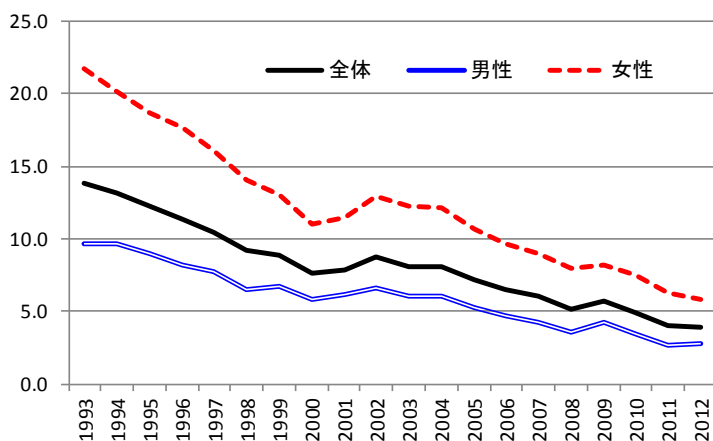
表3 失業率 (2010年~2012年)

	全国			都市部			農村部		
	2010年	2011年	2012年	2010年	2011年	2012年	2010年	2011年	2012年
全体	4.9%	4.2%	4.0%	4.9%	4.2%	3.7%	5.0%	4.2%	4.0%
男性	3.5%	2.7%	2.8%	3.7%	3.4%	2.5%	3.5%	2.6%	2.9%
女性	7.7%	7.0%	6.2%	7.5%	6.0%	6.1%	7.8%	7.1%	6.3%

出所) Department of Census and Statistics [2011; 2012; 2013a] のいずれも p.20表5.1。

図1は北部州および東部州をのぞく1993年以降の失業率の推移をまとめているが、女性の失業率は一貫して男性よりも高い。また2000年代初頭と2009年に若干足踏み状態ではあったものの⁵、この20年間で失業率は大幅に改善している。失業率については内戦終結の影響が出ているようであるが、表3より2010年以降の3年間の推移をみると、男性は都市部での失業率の改善と農村部での停滞、女性については農村部での大幅な改善趨勢が確認できる。都市部の女性の失業率は2010年から2011年にかけて大きく改善したが、2012年は前年とほぼ同水準であった。もともと失業率が相対的に高かったこともあり、総じて女性の失業率の改善が男性より顕著である。

図1 失業率（1993年～2012年）



出所) Department of Census and Statistics [2013a] p.20表5.2より筆者作成。
注) 北部州および東部州をのぞく。

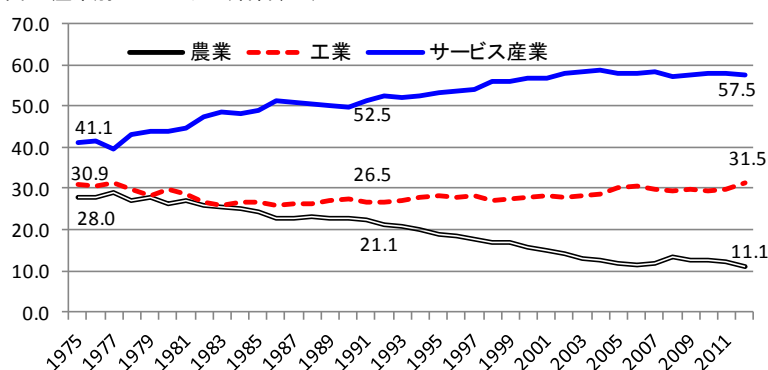
年齢層別失業率についてみると、15～24歳の失業率は17.3%（男性14.0%、女性23.5%）、25～29歳が6.6%（男性4.3%、女性11.4%）、30～39歳が2.5%（男性1.4%、女性4.7%）、そして40歳以上は0.8%（男性0.5%、女性1.5%）となっている。24歳までの若年層の失業率が他の年齢層に比べてきわめて高く、とりわけ女性15～24歳の女性については4人に1人が失業状態にある。データは割愛するが、学歴別には高学歴者ほど、また女性のほうが男性よりも失業率が高い。これらからスリランカでは、若年層、女性、高学歴者の間で失業が顕在化しやすく、とりわけそれらを合わせた若年層女性高学歴者の就職難が顕著であることが指摘できる。スリランカでの労働市場のミスマッチの進行が推察できる。

4. 産業・業種別雇用状況

⁵ 2002年の失業率の上昇は前年の2001年にマイナスのGDP成長率(-1.4%)を記録した景気悪化の影響である。

まず産業別の雇用指標をみる前に、産業別GDPシェア（名目）の推移を確認する。産業別GDPシェアの1975年～2012年の推移をまとめたのが図2である⁶。1975年の産業別GDPシェアは第1次産業が28.0%、第2次産業が30.9%、第3次産業が41.1%であった。その後、第1次産業のシェアが低下していくとともに第3次産業のシェアが拡大していき、2012年では第1次産業は11.1%、第2次産業が31.5%、そして第3次産業が57.5%を占めるにいたっている。この40年近くの間、第2次産業の比率はそれほど大きくは変化しておらず、この間のスリランカ経済は第3次産業の拡大と第1次産業の縮小という形で、産業構造が変化している。

図2 産業別GDPシェア（名目、%）

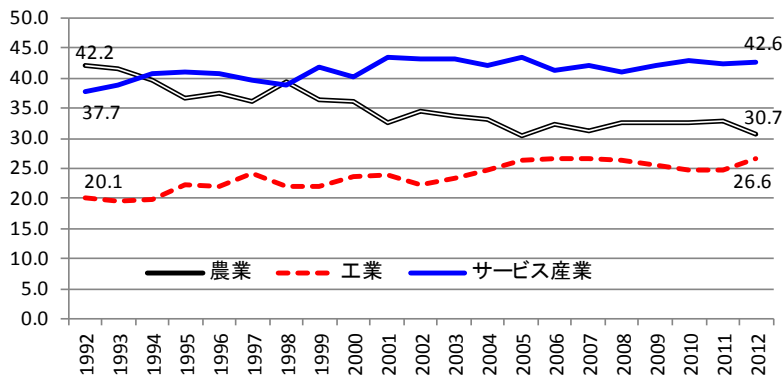


出所) Department of Census and Statistics [2013b] p.100表2より筆者作成。

- 注) 1. 産業区分は元表の直訳であるが、農業は第1次産業を、工業は第2次産業を、サービス産業は第3次産業を意味するものと思われる。
 2. 2012年の数値は暫定値。
 3. 図中央の数値は各産業の1992年の比率である。

⁶ Department of Census and Statistics[2013b]の元表の産業分類は農業、工業、サービス産業となっているが（図2参照）、それぞれ第1次産業、第2次産業、第3次産業を意味するものと思われる。本文では後者の産業分類に置き換えている。本章では以下でも同様の対応をしている。

図3 産業別就業者シェア（1992～2012年、%）



出所) Department of Census and Statistics [2013a] p.14表4.1より筆者作成。

- 注) 1. 産業区分は元表の直訳であるが、農業は第1次産業を、工業は第2次産業を、サービス産業は第3次産業を意味するものと思われる。
2. 北部州および東部州をのぞく。

2012年の産業別就業者数のシェアについては、第1次産業が31.0%、第2次産業が26.1%、第3次産業が42.9%となっている⁷。時系列で比較するため、北部州および東部州をのぞいた1992年以降の産業別就業者シェアをまとめたのが図3であるが、スリランカ全体と北部州および東部州をのぞいた数値では2012年は0.3~0.5%ポイントの差のみなので、産業構造の変化趨勢をおさえるのに問題にはならないと考えられる。なお図3は図2と対象期間が異なる。第1次産業の就業者シェアは1992年の42.2%から2012年の30.7%に低下しているのに対して、第2次産業は20.1%から26.6%に、また第3次産業は37.7%から42.6%にシェアを拡大させている。第1次産業のシェアの縮小を第2次産業と第3次産業が分け合うような形で就業者を増加させている。

図2・図3から2012年の産業別GDPシェアと同就業者シェアの趨勢を比較すると、第1次産業のシェアはGDPが11.1%に対して就業者が30.7%、第2次産業のシェアはGDPが31.5%に対して就業者が26.6%、第3次産業のシェアはGDPが57.5%に対して就業者が42.6%であった。したがってGDPに対する第1次産業の雇用面での貢献が相対的に大きいのに対し、とりわけ第3次産業は雇用面で相応の貢献をなしていない⁸。また、第1次産業は1992年~2012年の間にGDPシェアでは10%ポイントを低下させるなかで、就業者シェアでは11.5%ポイントの低下である。それに対して第2次産業では、GDPシェアがわずかに0.6%ポイントの微増にとどまる一方、就業者シェア

⁷ 産業別就業者シェアの産業分類の解釈についても同GDPシェアと同様の対応をしている（注6参照）。

⁸ いうまでもなく雇用の質に関する議論とは別である。雇用の質については本節第6項で賃金の観点から検討する。

を 6.5%ポイント伸ばしている。第 2 次産業はGDPシェアは停滞しているが、雇用吸収面ではそれ以上の貢献をしている。対照的に第 3 次産業は、GDPシェアが 16.4%ポイントの増加に対して就業者シェアは 4.9%ポイントの増加に過ぎない。さらに第 3 次産業の就業者シェアは、2000 年代以降伸び悩んでいる。第 3 次産業の雇用吸収力の弱さが改めて浮き彫りになる。

産業分類を細かくして、2002 年～2012 年の就業者構造をみたのが表 4 である。本表は北部州および東部州をのぞいて時系列でみているが、2012 年のみスリランカ全国平均の数値をまとめている。2002 年以降についても農林漁業の縮小および製造業の伸び悩みが再確認できるが、2000 年代以降に比較的大きな伸びが確認できるものとして、インフラ関連（「建設、採鉱・砕石、電気ガス水道供給」および「運輸・倉庫、コミュニケーション」）を挙げることができそうである。表 4 ではもう 1 点、2012 年の北部州および東部州の就業者構造の特性を、部分的ではあるが類推することができる（表内注 2 参照）。たとえば両州では製造業は相対的には進んでいないようである（「2012 年差」が-0.8%point）。この地域別の特性について、次項でいくぶん詳しく検討する。

表4 産業別就業者シェア（2002年、2006年、2010年、2012年）

	全体	農林漁業	製造業	建設、採鉱・砕石、電気ガス水道供給	卸小売、自動車・二輪・家庭用品等修理	ホテル、レストラン	運輸・倉庫、コミュニケーション	金融・不動産、レンティングおよびビジネス業務
2002年	100.0%	34.5%	16.5%	5.9%	12.9%	1.8%	4.7%	2.6%
2006年	100.0%	32.2%	19.2%	7.4%	13.4%	1.8%	6.1%	3.1%
2010年	100.0%	32.5%	17.6%	7.0%	13.6%	1.9%	6.4%	3.5%
2012年	100.0%	30.7%	18.5%	8.1%	13.8%	1.7%	6.5%	3.6%
2012年全土	100.0%	31.0%	17.7%	8.4%	14.0%	1.6%	6.5%	3.5%
2012年差	-	+0.3%point	-0.8%point	+0.3%point	+0.2%point	-0.1%point	0	-0.1%point

	行政・国防・社会保障関連	教育	医療・ソーシャル・ワーク	その他の地域・社会・個人サービス、在外組織・機関	Private Households with Employed Persons	その他	不明
2002年	8.0%	3.5%	1.3%	1.7%	1.4%	4.9%	0.3%
2006年	5.6%	3.9%	1.5%	1.7%	1.1%	2.5%	0.3%
2010年	6.8%	3.7%	1.5%	1.7%	1.2%	2.6%	0.0%
2012年	6.9%	3.9%	1.6%	2.0%	1.2%	1.5%	0.0%
2012年全土	7.0%	4.1%	1.7%	2.0%	1.2%	1.4%	0.0%
2012年差	+0.1%point	+0.3%point	+0.1%point	0	-0.1%point	-0.1%point	-

出所) Department of Census and Statistics [2012] p.45表6 および同[2013a] p.43表6をもとに筆者算出。

注) 1. 「2012年全土」は北部州および東部州を含む数値。それ以外は北部州および東部州をのぞく数値である。

2. 「2012年差」は全土に関するシェアから北部州および東部州を含むシェアの%ポイント差。正の値は北部州および東部州での就業者比率が他州に比べて相対的に高いものを、負の値は相対的に低いものを表す。

5. 雇用動向の州別特性

国土面積は日本の北海道より若干小さい程度のスリランカであるが、その地域間格差には国際機関も注目している（たとえば UNDP Sri Lanka[2012]）。2009 年の内戦終結後、この地域間格差をなくすのはバランスのとれた経済発展の観点から重要な課題である。本項では内戦後に焦点を置きながら雇用に関する州別の動向をみる。

表 5 は 2012 年の失業率と雇用ステイタスを州別にまとめたものである。2012 年の

全国の失業率は 4.0%であるが、西部州、北西部州、北中部州、およびウバ州で失業率が全国平均より低く、中部州、南部州、北部州、および東部州では失業率が全国平均を大きく上回っている。被用者の比率は全国平均で 2012 年は 56.4%であるが、西部州はこれを 10%ポイント以上も上回っているのに対して、ウバ州が 41.7%、また北中部州が 33.1%ととりわけ低くなっている。スリランカ最大の都市コロンボがあるのは西部州で、西部州は他州と比較すると被用者および雇用主が最も多く（2012 年の比率は順に 67.5%、4.6%）、自営は 23.4%とその比率が最も低い。この西部州と同じく失業率が相対的に低い北中部州とウバ州では、被用者の比率が低いのみだけでなく、自営の比率が順に 45.0%、37.3%に、また無償家族労働者の比率もともに 2 割程度と、西部州とは就業構造が大きく異なっている。

表5(1) 地域別失業率と雇用ステイタス、2012年

	失業率	雇用ステイタス (計100%)			
		被用者	雇用主	自営	無償家族労働者
全国	4.0%	56.4%	2.8%	31.9%	8.9%
西部州	3.5%	67.5%	4.6%	23.4%	4.6%
中部州	4.7%	61.8%	1.8%	27.3%	9.0%
南部州	4.8%	54.2%	2.9%	33.3%	9.5%
北部州	5.2%	56.9%	3.3%	35.0%	4.8%
東部州	4.9%	57.3%	2.1%	36.0%	4.6%
北西部州	3.8%	50.5%	2.3%	39.0%	8.2%
北中部州	3.4%	33.1%	*	45.0%	21.0%
ウバ州	3.0%	41.7%	*	37.3%	20.0%
サバラガムワ州	4.1%	54.2%	2.6%	34.5%	8.7%

出所) Department of Census and Statistics [2013a] p.22表5.5。
注) 北中部州およびウバ州の雇用主の比率は標本偏差が大きいため割愛。

表5(2) 地域別失業率と雇用ステイタス、2010年・2011年

	2011年					2010年				
	失業率	雇用ステイタス (計100%)				失業率	雇用ステイタス (計100%)			
		被用者	雇用主	自営	無償家族労働者		被用者	雇用主	自営	無償家族労働者
全国	4.2%	54.9%	2.9%	31.5%	10.8%	4.9%	55.5%	2.6%	31.5%	10.4%
西部州	3.5%	66.0%	5.1%	24.0%	4.8%	3.7%	67.6%	4.2%	24.1%	4.1%
中部州	5.4%	55.5%	1.7%	29.6%	13.2%	6.7%	59.5%	1.3%	27.3%	11.9%
南部州	5.2%	54.8%	2.7%	32.0%	10.5%	7.8%	54.6%	2.2%	33.7%	9.6%
北部州	5.0%	58.6%	2.3%	33.9%	5.2%	-	-	-	-	-
東部州	6.8%	62.8%	2.3%	30.9%	4.0%	5.3%	60.5%	1.8%	31.8%	5.9%
北西部州	3.8%	47.8%	2.9%	38.3%	11.0%	4.8%	47.8%	2.5%	37.2%	12.6%
北中部州	2.5%	33.2%	*	40.3%	25.8%	3.6%	31.7%	*	43.0%	24.2%
ウバ州	3.1%	36.1%	*	38.6%	25.0%	4.1%	36.3%	*	41.2%	21.5%
サバラガムワ州	4.1%	55.5%	2.1%	33.2%	9.2%	4.6%	56.0%	3.0%	31.6%	9.4%

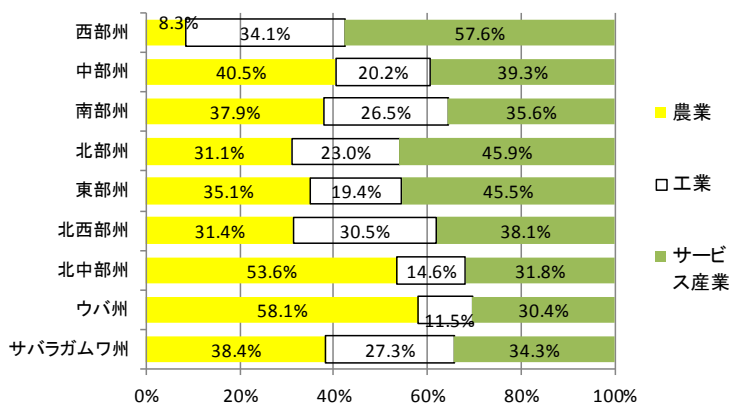
出所) Department of Census and Statistics [2012] p.22表5.5および Department of Census and Statistics [2011] p.22表5.6。
注) 北部州は2010年のデータはない。北中部州およびウバ州の雇用主の比率は件数が小さいため割愛。

産業別就業構造を州別で 2010 年～2012 年の 3 年間についてみたのが図 4 である⁹。大きな特徴として指摘できるのは、西部州での第 1 産業の就業者比率が他州よりもはるかに小さく（2012 年は 8.3%）、第 2 次産業および第 3 次産業のシェアが最も大きいこと（同じく順に 34.1%、57.6%）、北中部州とウバ州では第 1 次産業のシェアが他

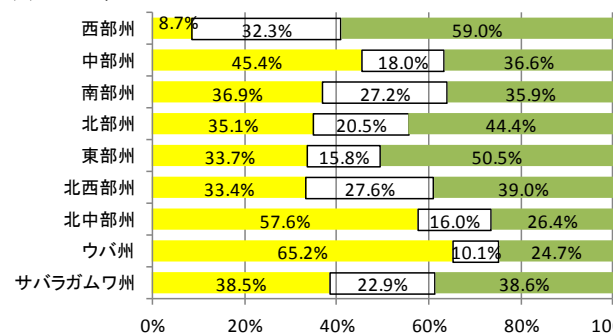
⁹ これまでと同じように出所表での農業を第 1 次産業、工業を第 2 次産業、サービス産業を第 3 次産業として解釈している。

州よりも大きく（2012年のその比率は順に53.6%、58.1%）、同時に第2次産業の比率が最下位の2州であること（同14.6%、11.5%）といった諸点である。この2州は先にみたように、自営および無償家族労働者の比率が相対的に大きく、西部州との就業構造の違いも顕著であった。また、構成比が3年連続して多少とも増加あるいは低下している州に注目すれば、次の点を指摘できる。第1に、北西部州と北中部州では第1次産業の比率がこの3年で比較的大きく低下している（順に5.5%ポイント、5.8%ポイントの低下）。サバラガムワ州でも第1次産業は縮小傾向にある。第2に、第2次産業が3年続けて就業者構成のシェアを拡大させているのは北西部州および中部州のみで、北西部州の伸びは4.9%ポイントと相対的に大きい。第3に、第3次産業は西部州と南部州でその比率が若干低下傾向にある。わずか3年という短期であるため趨勢を読み取ることは難しいが、構成比が上下変動しているということ自体がスリランカの地域別の就業構造の変化趨勢であるとみることもできる。

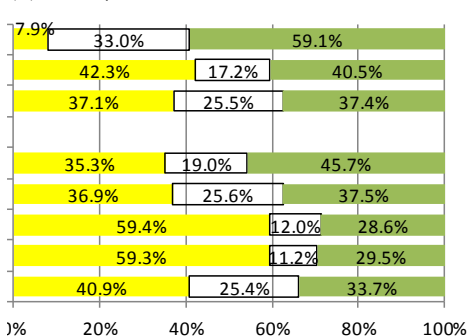
図4 地域別・産業別就業構造
(1) 2012年



(2) 2011年



(3) 2010年



出所) Department of Census and Statistics [2011; 2012; 2013a] のいずれもp.15図4.3より筆者作成。
注) 北部州の2010年のデータは欠損。

表6は職種・職業別の就業者の比率をまとめたものである。2002年～2012年の変化趨勢では、熟練農漁業労働者の比率が一貫して低下しており、また単純作業従事者

この10年間の比率低下も同程度となっている。それに対して工場ブルーカラー労働者の比率が一貫して増加している。男女別で職業・職種に大きな差があるのが専門職と工場ブルーカラー労働者である。専門職は女性の比率が7%ポイントほど高く、その労働者規模も女性が59.9%を占め、男性よりも多い。このほか女性の比率が相対的に高いのが事務員であるが(女性比46.8%)、それでも女性の比率は過半数には満たない。工場ブルーカラー労働者は、男性の比率が女性よりもはるかに高く、女性が占める比率はわずか1割である。女性の比率は全体で32.6%であることを考えると、上級職・管理職(senior officials and managers)および企業経営者・管理職における女性の相対的比率が低い。女性の社会進出が進んでいないだけでなく、昇進に関する天井も存在している。

表6 職種・職業別比率

	(州比)	上級職・管理職	専門職	技術および準専門職	事務員	企業経営者・管理職	販売・サービス労働者
2002年 北・東除く	-	1.3%	5.4%	4.9%	4.4%	6.2%	7.8%
2006年 北・東除く	-	1.8%	5.3%	5.1%	3.9%	7.4%	7.2%
2010年 北・東除く	-	1.6%	5.5%	5.2%	4.2%	6.6%	8.0%
2012年 北・東除く	-	1.9%	6.1%	5.6%	4.6%	3.9%	10.7%
2012年 全国	812万8704人	1.8%	6.4%	5.7%	4.4%	3.8%	10.8%
2012年 男性	547万7089人	1.9%	3.8%	5.6%	3.5%	4.2%	11.1%
2012年 女性	265万1615人	1.5%	11.7%	5.8%	6.3%	3.0%	10.1%
女性比	32.6%	28.4%	59.9%	33.5%	46.8%	25.4%	30.6%
2012年 西部州	29.2%	4.4%	8.4%	8.0%	6.7%	3.6%	13.4%
2012年 中部州	11.4%	*	5.6%	4.1%	4.4%	5.4%	5.9%
2012年 南部州	12.0%	*	6.1%	5.2%	4.3%	7.2%	8.1%
2012年 北部州	4.0%	*	10.2%	5.1%	3.5%	1.6%	9.6%
2012年 東部州	5.7%	*	7.6%	7.3%	1.9%	3.3%	13.0%
2012年 北西部州	12.5%	1.0%	5.0%	4.4%	3.4%	2.4%	14.0%
2012年 北中部州	6.4%	*	4.1%	2.1%	2.8%	2.8%	10.8%
2012年 ウバ州	7.9%	*	4.9%	5.2%	2.2%	0.8%	10.5%
2012年 サバラガムワ州	10.8%	*	3.7%	4.8%	3.8%	4.5%	7.8%

	熟練農漁業 労働者	手工芸関 連労働者	工場ブルーカ ラー労働者	単純作業	不明	全体
2002年 北・東除く	24.2%	14.3%	5.7%	24.7%	1.0%	100.0%
2006年 北・東除く	22.4%	17.1%	7.1%	22.2%	0.5%	100.0%
2010年 北・東除く	22.3%	15.6%	7.4%	22.7%	0.9%	100.0%
2012年 北・東除く	20.6%	17.0%	8.8%	20.3%	0.5%	100.0%
2012年 全国	21.5%	17.0%	8.6%	19.6%	0.5%	100.0%
2012年 男性	21.0%	17.3%	11.5%	19.4%	0.7%	100.0%
2012年 女性	22.4%	16.2%	2.8%	19.9%	0.2%	100.0%
女性比	34.0%	31.2%	10.6%	33.2%	13.7%	-
2012年 西部州	5.8%	18.9%	12.7%	17.6%	*	100.0%
2012年 中部州	19.2%	12.9%	7.2%	34.2%	*	100.0%
2012年 南部州	18.5%	17.4%	8.8%	23.5%	*	100.0%
2012年 北部州	27.5%	18.6%	8.0%	14.6%	*	100.0%
2012年 東部州	30.7%	15.7%	6.6%	12.4%	*	100.0%
2012年 北西部州	24.2%	21.5%	7.0%	16.6%	*	100.0%
2012年 北中部州	48.6%	10.9%	4.5%	11.0%	*	100.0%
2012年 ウバ州	43.6%	6.2%	5.2%	20.2%	*	100.0%
2012年 サバラガムワ州	26.7%	21.8%	7.4%	18.8%	*	100.0%

出所) Department of Census and Statistics [2012] p.49表、p.59表14 および同[2013a] p.47表7、p.59表14をもとに筆者算出。

- 注) 1. 時系列については北部州および東部州をのぞく比率である。
2. 表内*は欠損データ。

州別では、上級職・管理職の規模は圧倒的にコロomboのある西部州が大きい（西部州の4.4%）。このほか西部州が他州より構成比率が大きい職種・職業は技術および準専門職（同8.0%）と事務員（同6.7%）で、また専門職（同8.4%）と販売・サービス労働者（同13.4%）の比率も相対的に高い。このように総じてホワイトカラー職がコロomboで多いのは、コロomboがスリランカ最大の行政およびビジネス都市であるからである。しかし同時に、工場ブルーカラー労働者の構成比も西部州は最大の構成比を占める点も見落とすべきではない（同12.7%）。

他方、熟練農漁業労働者の構成比は北中部州（同州の48.6%）、ウバ州（同43.6%）でとりわけ高く、これまで確認してきたように、両州の第1次産業への依存が顕著に表れている。熟練農漁業労働者の比率は東部州でも相対的に高い。また熟練農漁業労働者、手工芸関連労働者、そして単純作業の合計比率は、コロomboが所在する西部州では4割強であるが、中部州、北中部州、ウバ州、サバラガムワ州の4州はその合計の比率が就業者のおおむね2/3を占める。両者の経済産業構造が大きく異なることを物語っている。

概略的ではあっても、以上からも州別の就業構造の違い、またそれをもたらす産業構造の地域別の違いが確認できる。コロombo偏重の経済発展であることは、裏を返せば他地域にもまだ大きな経済成長の可能性が残されていることを意味している。地域間でのバランスのとれた経済発展は、25年以上という長きにわたる内戦を経験したスリランカに、社会安定の観点からも重要と思われる。

6. 賃金の分析

本節の最後に賃金に関して、内戦終結後の2010年～2012年について若干の分析を行う。表7は都市・農村別に、月ぎめの稼得者および日雇い労働者の平均月収と月収の中央値をまとめたものである。2012年で都市部の月ぎめ稼得者の平均月収は2万3418ルピーであるのに対し農村部では1万4457ルピー、また日雇い労働者については都市部が1万8842ルピーであるのに対し農村部では1万2171ルピーであった。都市農村間の格差はとりわけ月ぎめ稼得者に顕著で、農村部よりも都市部が、また、日雇い労働者よりも月ぎめ稼得者の月収のほうが大きくなっている。都市部では月ぎめ稼得者は日雇い労働者の1.24倍の所得を、また農村部では1.19倍を稼得している。つまり、月ぎめと日雇いでは都市部のほうがその賃金格差が大きいことがわかる。

表7 都市・農村別月収

		2012年		2010年		2年間の増加率	
		平均月収	月収中央値	平均月収	月収中央値	平均月収	月収中央値
(給与)月ぎめ稼得者	都市部	2万3418ルピー	1万9750ルピー	1万9980ルピー	1万6000ルピー	1.17	1.23
	農村部	1万4457ルピー	1万4000ルピー	1万6105ルピー	1万5000ルピー	0.90	0.93
日雇い労働者	都市部	1万8842ルピー	1万7500ルピー	1万0526ルピー	1万0000ルピー	1.79	1.75
	農村部	1万2171ルピー	1万1410ルピー	9170ルピー	8400ルピー	1.33	1.36
都市・農村別所得格差指標	都市部	1.24	1.13	1.90	1.60		
	農村部	1.19	1.23	1.76	1.79		

出所) Department of Census and Statistics [2011; 2013a] のいずれもp.18表4.7より筆者作成。

注) 「所得格差指標」は都市部、農村部別に月ぎめ稼得者の月収を日雇い労働者の月収で除したものである。

2012年の月収水準を2010年と比較すると、都市部のほうが農村部よりも平均月収の伸びが大きく、月ぎめ稼得者よりも日雇い労働者の月収の伸びが大きい(表内の都市・農村別所得格差指標および2年間の増加率参照)。とりわけ都市部日雇い労働者の平均月収は1.79倍と大きな伸びを記録している。また注目すべき点としては、農村部月ぎめ稼得者の月収の低下である。これらをまとめると、内戦終結後のスリランカの労働市場は都市部の賃金上昇が顕著であるが、それは日雇い(あるいは非正規)労働者に対する労働需要の増加が背景にあると指摘できそうである。農村でも、日雇い労働者への労働需要は月ぎめ稼得者の賃金低下という影響を及ぼしている。結果として、月ぎめ稼得者と日雇い労働者の賃金格差は縮小している。なお、2010年～2012年の2年間に物価はスリランカ全土で17.5%上昇した(Department of Census and Statistics[2013a: 4])。したがってこの間の物価上昇のマイナスの影響は、労働条件が相対的に低い日雇い労働者ではなく、月ぎめ稼得者、とりわけ農村部の月ぎめ稼得者に大きなものとなっている。

また、月収を指標とする所得不平等については平均月収と月収の中央値を比較することで、おおまかではあるが所得格差の質を推察できる。いずれも月収の平均(値)のほうが月収の中央値よりも大きい値なので、(相対的少数者が相対的に大きく稼得し

ているという意味で) 所得の不平等の存在を推察でき、実額での不平等の度合いは、両者の差が最大となっている都市部の月ぎめ稼得者で最も大きい。ただし、2年間の増加率は平均値よりも中央値のほうが大きいので(順に1.17倍、1.23倍)、都市部月ぎめ稼得者の不平等自体は縮小傾向にある。また、2012年の農村部の月ぎめ稼得者の平均値と中央値の差は457ルピーしかなく、先に指摘した農村部月ぎめ稼得者の月収の低下は、月収が相対的に高い職種・職業あるいは労働者に関する賃金の下方圧力が背景にあるものと推察される。不平等の度合いは農村部よりも都市部で大きい。

表8は産業別に月ぎめの稼得者と日雇い労働者の平均月収と月収の中央値をまとめている。2012年の平均月収は、月ぎめ稼得者については、第1次産業が1万2541ルピー、第2次産業が1万7142ルピー、そして第3次産業が2万1886ルピーである。また日雇い労働者については第1次産業が9997ルピー、第2次産業が1万4098ルピー、そして第3次産業が1万3182ルピーである。月ぎめ稼得者の月収は第3次産業が最も大きいのに対し、日雇い労働者の月収は若干ではあるが第2次産業のほうが大きい。月ぎめ稼得者と日雇い労働者の産業別賃金格差は、第1次産業および第2次産業で前者が後者の1.2倍強の水準であるが、第3次産業では1.66倍となっており、就労形態の格差は第3次産業で最も大きい。ただし、日雇い労働者でも第2次および第3次産業での就労のほうが第1次産業の月ぎめ稼得者よりも月収が高い。また、月ぎめ稼得者の月収水準は、第3次産業では第1次産業の1.75倍である。

表8 産業別月収

		2012年		2010年		2年間の増加率	
		平均月収	月収中央値	平均月収	月収中央値	平均月収	月収中央値
(給与)月ぎめ稼得者	第1次産業	1万2541ルピー	1万0550ルピー	1万0340ルピー	8500ルピー	1.21	1.24
	第2次産業	1万7142ルピー	1万5000ルピー	1万3618ルピー	1万1000ルピー	1.26	1.36
	第3次産業	2万1886ルピー	2万0000ルピー	1万8795ルピー	1万7340ルピー	1.16	1.15
日雇い労働者	第1次産業	9997ルピー	9270ルピー	7670ルピー	7200ルピー	1.30	1.29
	第2次産業	1万4098ルピー	1万4000ルピー	1万0428ルピー	1万0000ルピー	1.35	1.40
	第3次産業	1万3182ルピー	1万2500ルピー	9778ルピー	9000ルピー	1.35	1.39
産業別所得格差指標	第1次産業	1.25	1.14	1.35	1.18		
	第2次産業	1.22	1.07	1.31	1.10		
	第3次産業	1.66	1.60	1.92	1.93		

出所) Department of Census and Statistics [2011; 2013a] のいずれもp.18表4.8より筆者作成。

注) 「産業別所得格差指標」は各産業ごとに月ぎめ稼得者の月収を日雇い労働者の月収で除したものである。

内戦終結後の2010年~2012年の産業別月収増加率を同じく表8からみると、すべての産業で日雇い労働者の月収の伸びのほうが月ぎめ稼得者の伸びよりも大きくなっており、また、その日雇い労働者の月収の伸びは、月ぎめ稼得者よりも産業間でより均等である。したがって産業に分け隔てなく日雇い労働者への需要が月ぎめ稼得者よりも高まっていることを指摘できる。それでも、月ぎめ稼得者の月収の伸びで注目できるのは第2次産業において最も大きい点で(1.26倍)、第3次産業は相対的にいくぶん停滞気味である(1.16倍)。先にみたとおりこの2年間の物価上昇率は17.5%で

あったので、第3次産業の月ぎめ稼得者への負の影響が確認できる。なお、この2年間における産業別GDP実質成長率の伸びは、第1産業が7.3%増、第2次産業が21.7%増、第3次産業が13.6%増であった。月ぎめ稼得者の第2次産業での所得の伸びは、この第2次産業の相対的に高い成長率を反映させているようである。

以上、重複となるが、賃金の検討から次の点が指摘できる。賃金・所得は農村部よりも都市部のほうが高く、内戦終結後のスリランカでは、都市部での顕著な上昇は日雇い(あるいは非正規)労働者に対する需要の増加が背景にあることがうかがわれる。日雇い労働者への需要は全産業で月ぎめ稼得者よりも高い。また日雇い労働者の月収は第3次産業よりも第2次産業のほうが若干高く、月ぎめ稼得者との産業別格差は第3次産業で最も大きい。月ぎめ稼得者の月収が最も大きいのはこの第3次産業においてだが、月収の伸びが最も大きいのは第2次産業である。賃金格差を減じるには第2次産業の成長が重要で、また都市部第3次産業の月ぎめ稼得者と日雇労働者の格差を縮小させることが肝要である。本節は州別賃金の分析を行っていないが、地域間格差を考える上でも示唆的である。

第2節 スリランカの労使関係の輪郭

本節では、スリランカの労使関係の輪郭を明らかにする。前節の最後で内戦後スリランカの賃金動向をみたが、その国の労使関係および労使関係制度のあり方は、賃金をはじめとする労働条件に影響を与えるものである。労使関係は一般に職場や労働社会における労働者と使用者との関係を指すが、とりわけ賃金等の労働条件をめぐる規則(ルール)・制度や、アクター(担い手、行為者)を含む諸々の要素・要因の諸関係が労使関係論の最大の関心事項である。また、労使の関係を制度化されたものとして捉えるのが労使関係制度の視点で、その制度および制度化にかかわるアクターは、労働者・労働組合、使用者・使用者団体、そして政府・国家¹⁰という、政労使三者である。

労使関係の議論は通常、雇用(雇い雇われること)関係という形での就業を前提とする。スリランカは前節表2でみたように、被用者が56.4%、また雇用主は2.8%であった(2012年、男女計)。自営と無償家族労働者が合わせて4割強を占め、また小規模零細企業での就労も無視できないが、雇用主を含めた就業者の約6割が雇用関係を結び就労するという事実は、スリランカ経済や労働の検討に労使関係の考察が不可欠であることを意味している。労使関係のあり方は経済発展にも重要である(Teitelbaum[2011])。本節では賃金の決まり方、団体交渉・労使協定、使用者団体お

¹⁰ 労使関係に関連する国家の諸機関を指すほか、司法を含むのが一般的である。

よび労働組合、そして社会的対話の措置として、三者構成による機関である全国労働諮問評議会（NLAC）についてみる。

1. 賃金の決まり方

労働市場で決まる賃金水準は、労働力の需給関係や（生産）技術的要因などの影響を受けて決まる。雇用関係の下では一般に、使用者が支払能力に応じて賃金を決定するが、使用者の賃金決定を規制するものとして労働市場の制度的要因を挙げることができる。そのような制度的要因のうちスリランカで主要なものは、最低賃金制度、公務員・公共部門における政府の介入、そして団体交渉・労使協定（労働協約）である。

賃金水準の決定を労働市場に完全に委ねた際に、家族の扶養を含めて労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準を市場賃金が下回ってしまう恐れがある。それを防ぐための仕組みが最低賃金である。スリランカで最低賃金に関連する法律は、賃金委員会法（Wages Boards Ordinance, No. 27 of 1941）である。本法は最低賃金だけでなく、賃金の支払いや休暇を含む労働時間を中心とする雇用条件の決定を規定している。最低賃金は本法の定めで組織される産業・職業ごとに賃金委員会が決定する。スリランカで賃金委員会が組織されているのは現在、ホテル業務、建設業、映画産業、印刷産業など、全部で 43 産業・業種で（Secretariat for Senior Ministers[2012: 44]）、賃金委員会の構成は、労働長官（Commissioner of Labour）と当該産業・職業にかかわるそれぞれ同人数の労働者および使用者を代表するものである。賃金委員会はこのように三者構成である。

賃金委員会法のほか、最低賃金に関連するものとして店舗および事務所労働者（雇用と報酬規制）法（Shop and Office Employees (Regulations of Employment and Remuneration) Act, No.19 of 1954）があるが、本法の最低賃金に関する規定は機能していない（Secretariat for Senior Ministers[2012]）。また賃金委員会は、民間部門のみが対象で政府や公企業従業員には適用されず、指定 43 産業・職業以外にも適用されない。つまり、指定外の産業・職業にはスリランカには最低賃金が存在しない。スリランカでは全国最低賃金の制定が課題である。ちなみに店舗および事務所労働者（雇用と報酬規制）法も公務員には適用されない。

その公共部門では最低賃金はないが、公共部門労働者の賃金水準は一般に民間部門よりも高い。公共部門での就業者は 2012 年時点で約 128 万人に上り（Ministry of Finance and Planning[2013]）、また、表 2 でみたように就業者の 56.4%を占める被用者のうち、公民別で公共部門は 15.1%と被用者の 1/4 強を占める。公共部門労働者の賃金は現在、全国俸給・職階制委員会（National Salaries and Cadres Commission）

の勧告に基づいた 2006 年度予算提議で示され、また労働組合や専門家、政府諸機関との幅広い協議を経て採用された賃金体系が適用されている。この変更によって 2006 年以前には 127 にもなる賃金表が 36 以下に改編削減され、また最高職位と最下位の職位との賃金格差を 4.05 倍以内にとどまらせることとなった (Ministry of Finance and Planning[2013])。全国俸給・職階制委員会は、公共部門の雇用管理に関して広く議論し提言する組織だが、このような大きな改正のほか公共部門の賃金改定は、年次予算の提議でもなされる。公共部門の利用者は政府であるので、国家予算に規定されるのは当然である。

その後 2013 年度予算提議の際にマヒンダ・ラージャパクセ大統領は、この全国俸給・職階制委員会を廃止して、新たに 19 人のメンバーによる全国賃金委員会 (National Pay Commission) を組織した。その目的は、賃金を含む公共部門の雇用管理改革に再び着手し、また、膨れ上がる政府の年金負担の軽減と、公共部門と民間部門の賃金格差の解消を視野に入れ、スリランカで初めて民間部門の賃金のあり方をも射程に入れる全国賃金政策 (National Wage Policy) を策定することである (*Sunday Times*, November 24, 2013)。現時点ではこの全国賃金政策がどのようなものとなるか不明だが、新しい全国賃金委員会によって公共部門の賃金改革に再度乗り出したこと、また民間部門の賃金にも政府が介入の度合いを強めようとしていることがうかがわれる。

労働組合が組織されている場合、公共部門の賃金決定には労働組合による規制もかかることになる。また上記のような民間部門に関する動きはみられるものの、民間部門では一般に、労働組合が組織されていれば労働組合による規制はいうまでもなく賃金の決定には無視できない。法制度的には、労働争議法 (Industrial Disputes Act, No.43 of 1950) の 1999 年の改正で、40%以上の従業員を組織する労働組合との団体交渉の拒否は使用者の不当労働行為であると定められている。

団体交渉・労使協定のレベルは労働組合が組織されている単位に依拠するが、民間部門では (たとえば産業レベルよりも) 企業レベルでの交渉・協定が多いようである。団体交渉には労働組合の存在が前提となるが、表 9 によると、スリランカの組合組織率は 2000 年代に入って大きく低下しており、現在の組織率は 10%を下回ると考えられる。図 5 からは組織率が近年盛り返している印象を受けるが、2008 年、2010 年、2011 年の組織率が 2000 年代前半からの趨勢と乖離しているため、厳密なことは不明である。いずれにしても団体交渉・労使協定による賃金に関する組合規制は、労働組合の組織化状況を基準とすると、スリランカでは就業者の 1 割をカバーするにすぎない¹¹。

¹¹ 約 2000 組織に上る労働組合のうち、民間部門にあるのは 1/5 の 400 組織にも満たないとの指摘がある。

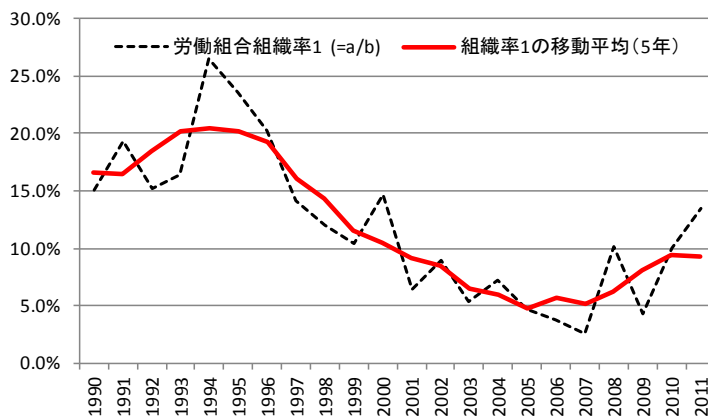
表9 労働組合数、組合員数、労働組合組織率

年	労働組合数	労働組合員数 (a)	労働力人口 (10歳以上) (b)	労働組合組織率1 (=a/b)	組織率1の移動平均(5年)	就業者数 (c)	労働組合組織率2 (=a/c)	組織率2の移動平均(5年)
1990	1,032	904,582	6,001,148	15.1%	16.5%	5,047,354	17.9%	19.5%
1991	1,083	1,136,440	5,877,198	19.3%	16.5%	5,015,517	22.7%	19.3%
1992	1,039	884,226	5,808,062	15.2%	18.5%	4,962,105	17.8%	21.6%
1993	1,059	987,883	6,032,383	16.4%	20.2%	5,201,474	19.0%	23.4%
1994	1,304	1,613,406	6,078,863	26.5%	20.4%	5,281,272	30.5%	23.4%
1995	1,364	1,441,149	6,106,138	23.6%	20.2%	5,357,117	26.9%	23.0%
1996	1,428	1,264,641	6,241,889	20.3%	19.3%	5,537,285	22.8%	21.9%
1997	1,466	883,107	6,266,160	14.1%	16.1%	5,607,881	15.7%	18.0%
1998	1,673	799,821	6,660,520	12.0%	14.3%	6,049,238	13.2%	15.8%
1999	1,533	693,513	6,673,487	10.4%	11.5%	6,082,641	11.4%	12.6%
2000	1,588	1,000,104	6,827,312	14.6%	10.5%	6,310,145	15.8%	11.4%
2001	1,578	433,162	6,772,834	6.4%	9.2%	6,235,588	6.9%	10.0%
2002	1,531	640,673	7,145,382	9.0%	8.5%	6,519,415	9.8%	9.3%
2003	1,500	413,485	7,653,716	5.4%	6.5%	7,012,755	5.9%	7.1%
2004	1,617	583,323	8,061,354	7.2%	6.0%	7,394,029	7.9%	6.6%
2005	1,735	385,466	8,141,347	4.7%	4.7%	7,518,007	5.1%	5.1%
2006	1,800	285,014	7,598,762	3.8%	5.7%	7,105,322	4.0%	6.1%
2007	1,854	195,037	7,488,896	2.6%	5.1%	7,041,874	2.8%	5.4%
2008	1,933	765,404	7,568,715	10.1%	6.2%	7,174,706	10.7%	6.5%
2009	2,019	322,472	7,572,388	4.3%	8.1%	7,139,537	4.5%	8.5%
2010	2,020	765,404	7,610,389	10.1%	9.5%	7,235,641	10.6%	9.9%
2011	2,057	1,042,016	7,737,745	13.5%	9.3%	7,429,794	14.0%	9.7%
2012	2,177	-	-	-	-	-	-	-

出所) 労働組合数はMinistry of Labour and Labour Relations [2011] p.104表4.6および同[2013] p.88表4.5、また労働力関連指標はDepartment of Census and Statistics [2012]p.35表1および同[2013a]p.34表1より筆者作成。

- 注) 1. 労働組合員数の2008年の数値は誤記である可能性がある。
 2. 労働力人口・就業者数について、2003～2005年以外は北部・東部を除く。

図5 労働組合組織率



出所) 表9をもとに筆者作成。

注) 表9に同じ

団体交渉を経て締結される労使協定の期間は通常、2～3年である。賃金をめぐる団体交渉はしたがって、2～3年ごとの頻度で行われる。また労使協定の内容はもちろん

協定ごとに異なるが、基本給や通勤手当などの基本的な手当だけでなく、賞与、労働時間・休暇、昇進、退職準備基金（Provident Fund）について、また解雇や退職にかかる手当、医療給付、停職を含む規律にかかわる事項、労働組合の活動、チェックオフ等々、さまざまな事項をカバーする。正式な形で締結された労使協定には法的な拘束力が生じる。

2. 使用者団体、労働組合、労使の関係

前項で団体交渉・労使協定は企業レベルが多いようであると述べたが、スリランカに特徴的なのは、使用者側では、1929年結成の使用者団体であるセイロン経営者連盟（EFC）が団体交渉に果たす大きな役割である¹²。EFC加盟企業数は現在560社を超え、加盟企業で働く労働者数は55万～60万人に上る。EFCには産業ごとに組織されている産業団体（業界団体）も加盟しており、それらの団体がカバーする雇用を含むと100万人以上になる。加盟企業は主に民間企業であるが、外資系企業や国有企業も会員として名を連ねており、外国の在スリランカの出先機関にもEFCに加盟するものがある。EFC加盟企業で労働組合が組織されているのは3～4割程度であるが、注目されるのは、労働組合が組織されている加盟企業のうち100社以上が今日においても団体交渉の際にEFCに協力を要請し、実際、EFCは交渉にかかわり、最終的な労使協定の証人として署名することが見受けられる点である。つまり、EFC加盟企業はスリランカ全体でみればきわめて限定的ではあるが、他方、使用者・経営側については集約的、集権的な機構のようになっている。

この点について補足すると、EFCは現在までに、スリランカ北部ジャフナに拠点を置くヤールパナム商工会議所と南部ハンバントタに拠点を置くハンバントタ地区商業会の2つの地方産業団体と提携を結び、地元・地方の中小企業の発展支援と、それを通じたとりわけ若年労働者への雇用創出に取り組みは始めている。この背景には、第1に、スリランカの一層の、また健全な経済発展には中小企業の成長が不可欠でその育成を図ること、そして第2に、コロンボ偏重の経済発展を避けること、具体的にはコロンボへの非熟練労働力の過剰な流入を抑えること、という2つのEFCの意図がある¹³。EFCは今日のところはまだ主として大企業を代表する組織にとどまるが、地方の発展に関心を示すなどスリランカ経済のバランスのとれた発展を目指すとともに、

¹² EFCに関する本項での記述はEFC事務局長代理カニシュカ・ウェーラシンヘ氏への聞き取り（2013年7月31日実施）、およびEFC誕生85周年の*Daily Financial Times*掲載2014年1月13日付記事（閲覧はEFCウェブサイト

<http://www.employers.lk/efc-news/540-efc-gives-85-years-of-service-to-sri-lanka>、2013年3月3日）に基づく。

¹³ カニシュカ・ウェーラシンヘ氏からの聞き取り（2013年7月31日実施）。

使用者団体の代表制の面で地固めにもつながるような活動を推進している。

これに対して労働組合は、インドをはじめとする南アジア諸国にみられるように、複数の組合が政治政党と強いかかわりを持ちながら組織されている。つまりスリランカの労働運動は分裂状況にある。そもそもスリランカの労働運動・労働組合は歴史的にも政治的な活動とは切り離せない側面もある。このような背景にある労働組合に対し、政党との関係のために現場の労働者の利益を代表せず、また労働者の厚生の向上に資していないという批判がついて回っている。団体交渉にも政治介入が行われることが多く、労使自治の実現とは程遠い状況が続いていたというのがスリランカの労使関係に関する中心的な評価のようである。

しかし政治政党の系列下にある労働組合が何も成し遂げていないというわけではなく、また近年では、プランテーション産業以外での直接的な政治介入はないという¹⁴。その政治的介入がきわめて大きいといわれてきたプランテーション産業でも、これまでの同産業の歴史的経緯にかんがみれば、2013年4月に締結された労使協定は、改定賃金水準等、労働者にとって悪いものでは必ずしもない¹⁵。自由貿易区およびサービス労働者一般組合（FTZ&GSEU）などの政治政党に依存しない独立系労働組合や、NGOや社会運動と連携するような労働組合も今日では結成されており（Biyawila[2011]）、労働運動にインパクトを残しつつある。現状では独立系労働組合等の結成も今日の労働運動の分裂の要因となっている側面は否めないが、スリランカの労働運動は新しい局面にあると断言していいように思われる。

労働運動が分裂状況にあるために効果的な成果を挙げるできないことに危機感を抱いた一部の組合指導者たちは、1998年に全国労働組合調査教育連合（National Association for Trade Union Research and Education、NATURE）を結成した。事務局レベルでは最終的には労働組合の統一を目指すことを目的としていたが、NATURE結成の契機は、組合指導者たちが1995年の策定から反故にされている「全国労働者憲章」の履行を求め、また関連して労働に関する調査や労働者・労働組合への継続的教育の必要性を感じたことによる。2008年のNATURE結成10周年時には19の労働組合がメンバーとして名を連ねていたが（NATURE[2009]）、その後2013年7月末の時点で、主要労働組合であるセイロン労働者会議（CWC）や現政権与党スリランカ自由党（SLFP）の系列下にあるスリランカ自由労働組合（SLNSS）はNATUREから脱退し、また独立系労働組合で勢力を拡大するFTZ&GSEUもメンバー

¹⁴ カニシュカ・ウェーラシンヘ氏からの聞き取り（2013年7月31日実施）。

¹⁵ 日雇いの現業労働者の日額賃金は最大で620ルピーに改定された（基本賃金450ルピー、物価手当30ルピー、月労働日数の75%の勤労を条件に1日あたり最大で140ルピー）。これに労使折半の従業員退職準備基金（EPF）と、企業負担の従業員信託基金（ETF、社会保障関連の基金）および退職一時金の給付積み立てが加わる。

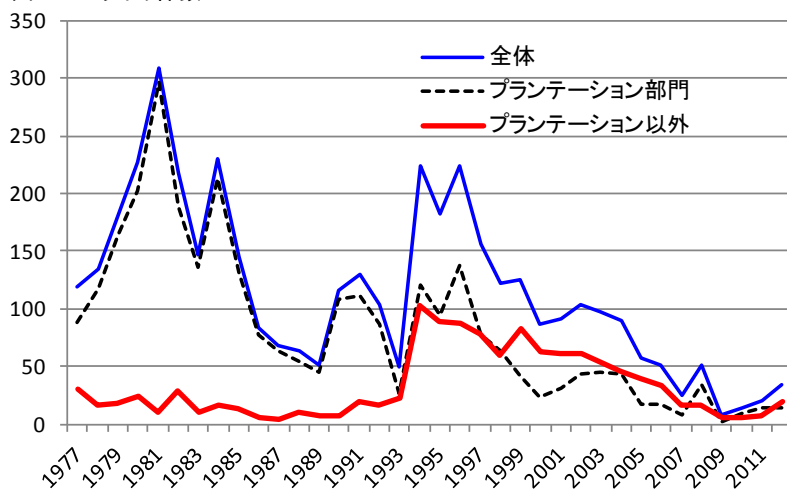
ではない¹⁶。NATUREは今日、その下に労働組合としての統一行動を主導するというより、広範な問題を議論し共通の認識を形成するということに重きを置いている。いずれにしても、使用者団体であるEFCが主導権を発揮しようという状況とは対照的に、労働組合・労働運動は分権的・分散的である。

本項の最後に労使の関係として、ストライキ件数の趨勢をみる。図6は1977年以降のストライキ件数をプランテーション部門とそれ以外に分けてまとめているが、1977年は社会主義志向をもつSLFPから統一国民党（UNP）に政権与党が変わり、輸入代替工業化政策から舵を切った年である。スリランカの労働運動は1980年のゼネラル・ストライキを契機に、そのUNPが労働組合に対して大きく攻勢に出て、労働組合の弱体化を推し進めた。その結果、それまでマルキシストや左派・左翼が主導した労働組合運動と、労使の制度化された紛争処理システムを大きく損なうことになった（Biyawila[2011]）。確かに1980年代のストライキ件数の減少は著しいが、これはプランテーション部門でのストライキの減少を反映させている。しかし1990年代に入ると再びストライキ件数が増加している。図からはこの増加は、プランテーション以外の部門でのストライキ増加を反映させたものであることがわかる。この時期は一層の経済自由化としてプランテーション部門をはじめ民営化が推進された時期である（絵所[2011]）。以降、ストライキは減少趨勢にあり、直近の2012年にはプランテーション部門で14件、その他で20件のストライキが発生したのみであった。その他の部門では2009年～2011年の3年間はストライキ件数が10件を下回っている。使用者団体であるEFCによると、1970年代までのEFCの取り組みはいかに労働争議・労使紛争に対処するかに重きが置かれ、労働組合へのスタンスも対立的なものであったが、1980年代以降は経済の自由化の進展とともに、職業訓練や開発、また適切な人的資源管理の推進などに軸足を移し、同時に企業発展のためにいかに労働組合や労働者に企業活動にかかわりを持たせるかなど（職場の小集団活動への参加等）、プロアクティブな施策に力を置いている。ストライキ件数の減少はその取り組みが反映されたものであるというのがEFCの見解である¹⁷。しかし労働組合は、輸出加工区での労働組合運動が制限されていたり、使用者が労働組合を承認しないなど、経済の国際化の進展の下、結社の自由や団体交渉権の侵害も進んでいると非難する。もちろん、労働運動の分裂状況や小規模零細企業、雇用の非正規化といった要因も大きい。

¹⁶ NATURE 事務局長のT.M.R.ラッセーディン氏からの聞き取り（2013年8月2日実施）。

¹⁷ カニシュカ・ウェーラシンヘ氏からの聞き取り（2013年7月31日実施）。

図6 ストライキ件数



出所) Department of Census and Statistics [1983] p.62表47、同[1987] p.62表47、同[1994] p.116表56、同[2003] p.103表4.14、Ministry of Labour and Labour Relations [2011] p.105表4.7、および同[2013] p.89表4.6より筆者作成。

注) 1985年のストライキ件数は上記元表に誤りがあるが、そのままとした。

3. 全国労働諮問評議会 (NLAC) を通じた政労使の社会的対話

スリランカの労使関係で特筆すべきものとして、本節の最後に社会的対話について触れる。スリランカでは政労使三者構成による協議機関として全国労働諮問評議会 (National Labour Advisory Council, NLAC) が 1989 年に設立され、今日、少なくとも月に 1 度という頻度で開催されている。NLACは、政労使の三者で社会・労働に関する事項をめぐって社会的対話を促進することを目的とし、また、社会・労働に関連する事項や労働法制などについて、政府が労使の意見や助言を求める協議・意見聴取の場 (フォーラム) として位置付けられている。労働法制の改正 = 「労働法改革」についてもNLACで労使からの意見聴取および政労使の議論が行われる。必要に応じて、専門家からの助言を得ながらの同じく三者構成の分科会が組織されることもある。国際労働機関 (ILO) の第 144 号条約は国際労働基準の実施を促進することを目的に政労使による三者協議を行うことを求めているが、NLACの設立はスリランカが本条約を批准するより前で、その批准は 1994 年 3 月であった¹⁸。

NLACの議長は労働・労使関係大臣が務め、委員の任期は 1 年である。委員構成は、たとえば 2011/12 年は労働者側代表が 16 名で、いずれも異なる労働組合 16 組織から会長、事務局長、もしくは副会長・会長代理という組織のトップが参加している。こ

¹⁸ ただし労働行政に関する ILO 第 150 条をスリランカは批准していない。本条約は、政府機関が代表的な労使団体との間の協議や協力、また交渉を確保するための措置をとることを求めている。

れに対して使用者側代表は 13 名で、EFCから事務局長が 1 名出席するほかは、企業 5 社より社長・CEOあるいは人事担当副社長、商工会 3 組織と、自由貿易区製造協会やアパレル産業など輸出に関連する産業・業界団体のトップ（もしくは幹部）が出席する。政府出席者が 22 名と最も多く、うち 15 名が労働・労使関係省からである。中央省庁である産業開発省と財務・計画省センサス統計局からも各 1 名が参加しており、また従業員信託基金（ETF）のトップ、中央銀行から総裁補佐も参加する。残りの 3 名は全国職業安全衛生研究所（NIOSH）、スリランカ投資庁（BoI）の労使関係ディレクター、そして戦略的企業経営庁（SEMA）からとなっている¹⁹。ちなみに女性委員は労働組合側には 1 名もおらず、経営者側は女性商工会の理事 1 名のみであった。ただし政府代表は 22 名中 7 名が女性である。

協議される事項としては、2013 年 8 月現在、女性の夜間労働に関する規制緩和・労働法の改正が NLAC の議題に上がっている。18 歳以上の女性の夜 8 時以降の就労の禁止は店舗および事務所労働者（雇用と報酬規制）法の第 10 条で定められているが、IT 産業や BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）産業を中心に女性の夜間労働を解禁すべきという企業の要望は強く、これに対して労働組合は規制緩和に反対している。このほか労働法の改正については、本節第 1 項で触れた組織化率 40% の組合との団体交渉義務規定や、解雇手続きおよび解雇手当をめぐって労使で論争があるところである²⁰。

論争がある事項については当然のことながら何らかの合意形成がなされるのは難しく、それに加えて政府の NLAC での議論に対する消極的なスタンスもあり、NLAC に対する労使の評価はあまり高いものではない。しかし月に 1 度という頻度での定期的な開催という社会的対話の経路が今日確立されていることに対して、筆者は一定の評価をすべきと考える。隣国インドで同様の三者構成会議であるインド労働会議の開催は年に 1 度あるかないかという状況で、参加者もたとえば 2013 年の本会議には 230 名以上の名前がリストに掲載されている。スリランカの NLAC は国の規模を反映させていることもあって、相対的にははるかに機動的といえる。もちろん成し遂げた成果によって評価すべきではあるが、この機動性を生かすのは参加者次第である。労使関係のアクターの残りの 1 主体である国・政府について、本章の最後に触れる。

¹⁹ NLAC のメンバーについては労働・労使関係省ウェブサイト参照

(http://www.labourmin.gov.lk/web/index.php?option=com_content&view=article&id=173&Itemid=176&lang=en、2013 年 11 月 20 日閲覧)。なお、SEMA から参加する 1 名は元労働組合指導者であったようである。*InfoLanka News* の次のサイトを参照（2008 年 9 月 5 日付記事、2014 年 3 月 9 日閲覧）：

<http://www.infolanka.com/news/2008/sep/index5.html>。

²⁰ 解雇をめぐる法改正については Arai[2008]参照。

結びにかえて

本章ではスリランカの労働市場の基本特性と労使関係の輪郭の描写を試みた。ここでは見出された諸点や議論の再度のまとめは行わず、次の点を指摘する。本章は労使関係のアクターの1主体である国・政府については論じていないが、スリランカの労使関係において特徴的なこととして、政府の介入について挙げられるように思われる。介入には「介入しない」や「無関心」も含まれる。

政府の介入はスリランカでは、労働組合との政治政党とのつながりを通じたものが指摘される。しかし労働法を通じた介入も当然重要な経路である。労働法について、民間企業から特に問題視されているのが労働者解雇法で定められている解雇規制であるが、本法は民間部門のみへの適用である (Arai[2008])。本章でみた最低賃金、店舗および事務所労働者(雇用と報酬規制)法、また労働争議法も、主たる適用対象は民間部門である。政府関連の労働組合はスリランカでは、(民間部門の)労働組合の連合組織への加入を禁じられているとのことである。第2節第1項でみた全国俸給・職階制委員会の提言は公共部門のみへの適用であった。労働・労使関係省は労働争議に関する統計も民間部門しか公表していない²¹。公益に関わる公務員や公共部門で労働権に一定の制約がかかることは他国でもみられるが、このように、労働法制・労働行政において、公と民の扱いが大きく違うようというのがスリランカの特徴のように思われる。

現在の大統領ラージャパクセ氏は若い時にコロンボにある大学の職員として働き、労働条件に関する問題で、セイロン商工業および一般労働者組合(CMU)の門をたたいている²²。また氏が初めて務めた国務大臣職は、1994年～1997年の労働大臣であった。そして氏が大臣職にあるその間の1995年に「全国労働者憲章」が作成されている。この憲章が今日どのような意義を持つのか別途の検討は必要だが、自ら成立にかかわった「全国労働者憲章」の責任ある実施を氏に求める声が、一部の労働組合指

²¹ 労働・労使関係省労働局上級書記補佐のアナンダ・ウィマラウェーラ氏からの聞き取り(2013年8月2日実施)。労働争議は「industrial dispute」で、ストライキとは区別される。

²² CMU事務局長のバラ・タンポウ氏からの聞き取り(2013年8月3日実施)。バラ・タンポウ氏はスリランカがイギリスから独立する1948年4月より前の同年2月1日からCMUの事務局長を務めている。ちなみに与党系労働組合SLNSSの現事務局長のレスリー・デヴェンドラ氏はCMUの支部の書記として労働組合キャリアを開始し、またFTZ&GSEU現事務局長のアントン・マーカス氏も組合活動をはじめる前にCMU・タンポウ氏とかかわりを持っている。現在から振り返ると、今日では組織規模が1万人にも満たない1928年結成のCMUが、スリランカ労働運動のインキュベーター的な役割を果たしたようにも考えることもできる。

導者から上がっているのもまた事実である²³。2012年には三権分立が民主主義の原則であるなか、最高裁判所長官を罷免するなど氏・現政権には強権的、権威主義的な影がちらついている。しかし、労働運動の抑圧は開発・発展を損なうというのがスリランカの歴史である (Teitelbaum[2011])。労働が実現することのできる民主主義として社会的対話の持つ意義は大きく、スリランカには全国労働諮問評議会 (NLAC) という経路がある。NLACは機能不全が指摘されることはあるが、ラージャパクセ氏のイニシアティブを含め、今後を見守りたい。

参考文献

- 絵所秀紀 [1999] 「「スリランカ・モデル」の再検討」『アジア経済』第40巻第9・10号 pp. 38-58、9・10月。
- 絵所秀紀 [2011] 「スリランカ経済」、石上悦朗・佐藤隆広編著[2011]『現代インド・南アジア経済論』ミネルヴァ書房、pp.291-314。
- Arai, Etsuyo [2008] “Labour Law Reform in Sri Lanka: Revision of the Termination of Employment of Workmen Act and its Implications” in Hiroshi Sato and Mayumi Murayama eds., *Globalization, Employment and Mobility: the South Asian Experience*, IDE-JETRO, Palgrave Macmillan: Chiba.
- Biyawila, S. Janaka [2011] *The Labour Movement in the Global South: Trade Unions in Sri Lanka*, Routledge: London and New York.
- Department of Census and Statistics [1983] *Statistical Abstract of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka 1982*, Ministry of Plan Implementation.
- Department of Census and Statistics [1987] *Statistical Abstract of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka 1985*, Ministry of Plan Implementation.
- Department of Census and Statistics [1994] *Statistical Abstract of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka 1993*, Ministry of Policy Planning and Implementation.
- Department of Census and Statistics [2003] *Statistics Abstract 2003*, Ministry of Interior.
- Department of Census and Statistics [2011] *Sri Lanka Labour Force Survey Annual Report - 2010 (With Provincial and District level data)*, Ministry of

²³ NATURE 事務局長のT.M.R.ラッセーディン氏からの聞き取り(2013年8月2日実施)。

- Finance and Planning (センサス統計局のウェブサイト [http://www.statistics.gov.lk/page.asp?page=Labour%20Force#]より 2013 年 9 月 30 日ダウンロード)
- Department of Census and Statistics [2012] *Sri Lanka Labour Force Survey Annual Report - 2011 (With Provincial and District level data)*, Ministry of Finance and Planning (センサス統計局のウェブサイトより 2014 年 1 月 17 日ダウンロード)
- Department of Census and Statistics [2013a] *National Accounts of Sri Lanka 2012* (センサス統計局のウェブサイトより 2014 年 1 月 29 日ダウンロード)
- Department of Census and Statistics [2013b] *Sri Lanka Labour Force Survey Annual Report - 2012 (With Provincial and District level data)*, Ministry of Finance and Planning (センサス統計局のウェブサイトより 2014 年 1 月 28 日ダウンロード)
- Teitelbaum, Emmanuel [2011] *Mobilizing Restraint: Democracy and Industrial Conflict in Post-Reform South Asia*, ILR Press, Cornell University: Ithaca.
- Karunaratne, Hettige Don [2007] “Structural Change and the State of the Labour Market in Sri Lanka”, 『経済志林』, 75(1), pp.179-220, 法政大学経済学部学会.
- Ministry of Finance and Planning [2013] *Annual Report 2012* (財務・計画省のウェブサイト [http://www.treasury.gov.lk/publications/under-fiscal-management-responsibility-act/annual-reports/26-national-planning/fiscal-policy/482-annual-report-2012-structure.html]より 2014 年 2 月 11 日ダウンロード) .
- Ministry of Labour and Labour Relations [2011] *Labour Statistics 2010 Sri Lanka*, Department of Labour.
- Ministry of Labour and Labour Relations [2013] *Labour Statistics 2012 Sri Lanka*, Department of Labour (労働・労使関係省のウェブサイト [http://www.labourdept.gov.lk/web/index.php?option=com_content&view=article&id=129&Itemid=60&lang=en]より 2014 年 2 月 10 日ダウンロード) .
- National Association for Trade Union Research and Education (NATURE) [2009] *Labour Issues in Development*, NATURE supported by Friedrich Ebert Stiftung Colombo Office, Sri Lanka.
- Rodrigo, Chandra [2012] “Labour Market development under Economic Reforms”, in Kelegama, Saman and Dileni Gunewardena eds. *Economic and Social Development under a Market Economy Regime in Sri Lanka, Buddhadasa Hewavitharana Felicitation Volume 2*, pp. 147-185, Vijitha Yapa Publications, Colombo, Sri Lanka.

Secretariat for Senior Ministers [2012] *The National Human Resources and Employment Policy for Sri Lanka*, Colombo, Sri Lanka.

United Nations Development Programme (UNDP) Sri Lanka [2012] *Sri Lanka Human Development Report 2012: Bridging Regional Disparities for Human Development*, UNDP Sri Lanka.

日刊紙

Sunday Times (<http://www.sundaytimes.lk/>)